○ 個人課税事務提要（様式編）法令解釈 第７章 新旧表

改　正　後

変動所得・臨時所得の平均課税の計算書

（平成　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿

提出用

この計算書は、変動所得又は臨時所得があり、これらについて平均課税を適用する場合の税額を計算するために使用します。
変動所得又は臨時所得の平均課税は、本年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額の合計額（本年分の変動所得の金額が前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50%以下である場合には、本年分の臨時所得の金額）が本年分の所得金額（分離課税とされる所得や山林所得、退職所得を除きます。）の20%以上である場合に適用できます（詳しくは「**変動所得・臨時所得の説明書**」を参照してください。）。
申告書Ｂ第一表の「**税金の計算**」欄の㉖（**申告書第三表（分離課税用）**は⑦）までの記入が終わったら、この計算書で、変動所得及び臨時所得がある場合の特別の計算をして、課税される所得金額に対する税額を求めます。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

1　変動所得・臨時所得の金額

変動所得及び臨時所得について、次の欄に書いてください。

		種　目	Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	Ⓒ 専従者控除額（白色のみ記入）	所得金額（青色は青色申告特別控除後の金額）（Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ）
変動所得	通勤、のり、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、乳牛、印税、原稿料、作曲料など		円	円	円	円

計＿＿＿＿＿＿円①

		種　目	Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	Ⓒ 専従者控除額（白色のみ記入）	所得金額（青色は青色申告特別控除後の金額）（Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ）
臨時所得	権利金		円	円	円	円
	補償金					
	契約金					

計＿＿＿＿＿＿円②

2　課税の基礎となる金額の計算

（1）　変動所得の平均額の計算　　変動所得がある人は、変動所得の平均額の計算を次により行います。
　i　前々年及び前年のいずれの年にも変動所得がなかった場合
　　本年分の変動所得の金額がそのまま平均額となります。（上の①の金額）……→＿＿＿＿＿＿円③
　ii　前々年又は前年に変動所得があった場合
　　本年分の変動所得の金額（上の①の金額）＿＿＿＿円 －（前々年分の変動所得の金額＿＿＿＿円 ＋ 前年分の変動所得の金額＿＿＿＿円）×$\frac{1}{2}$＝＿＿＿＿＿＿円③

（2）　変動所得の平均額と臨時所得の金額との合計額（上の②＋③）……（平均課税対象金額）＿＿＿＿＿＿円④

（3）　**申告書Ｂ第一表**の「**税金の計算**」欄の㉖（**申告書第三表（分離課税用）**は㊺）の金額
　……（課税される所得金額）＿＿＿＿＿＿円⑤

（4）　平均課税対象金額（上の④の金額）と課税される所得金額（上の⑤の金額）とを基にして、調整所得金額と特別所得金額とを次の算式により計算してください。
　A　上の⑤の金額が上の④の金額を超える場合
　　i　上の⑤の金額＿＿＿＿円 －（上の④の金額＿＿＿＿円 ×$\frac{4}{5}$）＝……（調整所得金額）（1,000円未満の端数切捨て）＿＿＿＿＿＿円⑥
　　ii　上の⑤の金額＿＿＿＿円 －上の⑥の金額＿＿＿＿円 ＝……（特別所得金額）＿＿＿＿＿＿円⑦
　B　上の⑤の金額が上の④の金額と同額かそれより少ない場合
　　i　上の⑤の金額＿＿＿＿円 ×$\frac{1}{5}$ ＝……（調整所得金額）（1,000円未満の端数切捨て）＿＿＿＿＿＿円⑥
　　ii　上の⑤の金額＿＿＿＿円 －上の⑥の金額＿＿＿＿円 ＝……（特別所得金額）＿＿＿＿＿＿円⑦

3　課税される所得金額に対する税額

（1）　調整所得金額に対する税額｛確定申告の手引きの「**税金の計算**」の(2)**課税される所得金額に対する税額**で求めた税額を書いてください。｝＿＿＿＿＿＿円⑧

（2）　平均税率｛「調整所得金額に対する税額」を調整所得金額で割った百分比（小数点以下は切り捨てる。）を分子に書いてください。｝　＿＿／100

（3）　特別所得金額に対する税額　（⑦の金額）＿＿＿＿円 ×（(2)の平均税率）$\frac{\quad}{100}$ ＝……→＿＿＿＿＿＿円⑨

（4）　課税される所得金額に対する税額の計（⑧＋⑨）＝……→＿＿＿＿＿＿円⑩

①と②の金額の合計額を**申告書Ｂ第一表**の「**その他**」欄の㊾に、④の金額を「**その他**」欄の㊽に、⑩の税額を「**税金の計算**」欄の㉗（**申告書第三表（分離課税用）**は㉒）に、それぞれ転記してください。

改　正　前

（省略）